

領域: 社会の変化に対応する図書館サービス(区分A)

## 著作権法改正論議の動向

### 1 著作権法の復習

- (1) 著作権法の構成
  - ◇ 著作権法の目的
  - ◇ 権利の専有と限界
- (2) 著作権の種類と特に以下の問題に関わる権利
  - ◇ 著作権
  - ◇ 著作(財産)権の種類
  - ◇ 譲渡権、貸与権、展示権
  - ◇ 公衆送信権、上映権
  - ◇ 複製権、翻案権
- (3) いくつかの概念の説明
  - ◇ 「制限」「公衆」
  - ◇ 著作物、著作物の複製物、著作物の原作品
  - ◇ 出版権とアクセス権
  - ◇ 図書館での閲覧
- (4) 著作権の制限と図書館サービスの対応(資料)

### 2 図書館に関する著作権問題の背景

- (1) 統計数字で見る動向
- (2) この3年間の主なできごと(資料)
- (3) 権利者団体の活字資料関係主張(資料)

### 3 WG以来の検討の概要

- (1) 権利制限の拡大に関する論点(資料)
- (2) 権利制限の縮小に関する論点(資料)
- (3) WG以来の検討の流れ(法改正に至る手順)
  - ◇ 図書館等における著作物の利用に関するWG開始
  - ◇ WG報告 両者の意見の併記

- ◇ 図書館等検討会の発足
- ◇ 図書館等検討会の結論報告 双方の一致点
- ◇ 著作権課による「見直し案」法制小委に提出 当事者合意とは異なる
- ◇ 法制小委員会報告
- ◇ 当事者間協議始まる
- ◇ 推理作家の会、出版 1 1 社の会と協議開始
- ◇ 上映権を検討する部会発足
- ◇ 上映権改正は前国会上程見送り

(4) 法制小委員会による論点の振り分けと今国会での改正事項

#### 4 権利制限の拡大要求各項目

- (1) 公衆送信による複製物の提供
  - ◇ 公衆送信権
  - ◇ デジタル複製物の流通の制御
  - ◇ 法制化小委員会での扱い
  - ◇ 副産物としての I L L 複写の解釈
- (2) 「入手困難な図書館資料」に掲載された著作物の全部複製
  - ◇ 「一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）」
  - ◇ 定期刊行物 逐次刊行物、記念論文集の各論文
  - ◇ 文芸著作物と学術論文
  - ◇ 事前の意思表示によること
  - ◇ 「入手困難資料」の定義と意思表示のお願い
  - ◇ 資料刊行のための一時的な編集委員会や刊行会
- (3) 「再生手段」の入手が困難である資料の保存のための複製
  - ◇ 「図書館資料の保存のため必要がある場合」
  - ◇ 要件の厳格解釈と原本廃棄
  - ◇ 権利者側と合意した例外的複製可の条件
  - ◇ 法制化振り分けと上程見送りと今後の扱い
- (4) 障害者のための録音図書の作成
  - ◇ 点字図書館と公共図書館
  - ◇ 権利者側の懸念
  - ◇ 権利と権利のぶつかり合い
  - ◇ トランザクション・コストの低減
  - ◇ 事前の意思表示でとの振り分け
  - ◇ E Y E マークと自由利用マーク
  - ◇ 日本文藝家協会の提案
  - ◇ 利用ガイドライン
- (5) インターネット端末からの著作物のプリントアウト
  - ◇ インターネット情報の著作物性
  - ◇ 3 1 条、3 0 条とインターネット内著作物
  - ◇ 個別の許諾、明示的な許諾、黙示の許諾

◇ 事前の意思表示によることという振り分け 自由利用マーク

(6) 構内送信を目的とした資料のデータベース化

- ◇ 要求としてあげられた経緯
- ◇ 取り下げの経緯
- ◇ 複製権と公衆送信権

## 5 権利制限の縮小要求各項目

(1) 商業目的複写を権利制限の対象から除外すること

- ◇ 「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために」
- ◇ 科学技術振興事業団
- ◇ 公共図書館と大学図書館のスタンス
- ◇ 窓口での対応に求められること

(2) 公衆コピー機による私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること

- ◇ 私的使用のための複製「次に掲げる場合を除き」
- ◇ 「公衆の使用に供する...自動複製機器を用いて複製する場合」
- ◇ 附則「自動複製機器についての経過措置」「当分の間...専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする」

(3) 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製に付いて補償金を課すること

- ◇ 制限の要件の厳格性
- ◇ 複製補償金の3方式
- ◇ 著作権者側の考え方

(4) 図書館等におけるビデオ等上映を権利制限の対象から除外すること

- ◇ ビデオ上映をめぐるトラブルと映像ソフト協会・日図協の合意事項
- ◇ 平成11年の法改正による上映権の拡大
- ◇ 図書館資料で上映を要するもの
- ◇ 映画の著作物に限定することと改正予定文案
- ◇ 館内個人視聴（閲覧）
- ◇ 6月国会上程見送りと権利者との協定

(5) 図書館資料の貸出について補償金を課すること

- ◇ 図書館における貸出の著作権法上の位置づけ
- ◇ 法制問題小委員会での振り分け時の扱い
- ◇ 著作権法38条4項と5項
- ◇ 権利者側の姿勢
- ◇ 著作権法と公貸権法（資料）
- ◇ 権利者側関係者のさまざまな要求（資料）
- ◇ 附則4条の2の廃止問題